# （様式３－６）

**生殖細胞譲渡報告届出書**

　　　　年　　月　　日

文部科学大臣　殿

（使用機関の名称）

（使用機関の長の役職・氏名）

ヒトＥＳ細胞から作成した生殖細胞の譲渡について、ヒトＥＳ細胞の使用に関する指針第19条第５項の規定により、別紙のとおり報告します。

（記載要領）

・申請書の最終版の正式な提出にあたり、押印は不要。ただし、機関の手続き上押印が必要な場合は、押印を妨げない。

（なお、文科省における申請書の事前チェック後、最終版を提出する際、押印をしない場合は、申請書１枚目の右上に朱書き枠囲い(18ポイント以上)で正本と明記の上、メールでファイルを提出すること。押印をする場合は、押印した書類の原本を郵送すること（正本の表記は不要）。）

## （様式３－６別紙）

**生殖細胞譲渡書**

|  |  |
| --- | --- |
| 使用計画の名称 |  |
| 使用機関の名称 | （記載例）○○大学○○学部 |
| 使用責任者の氏名 | （記載例）文科　○○（もんか　○○） |
| 譲渡先機関の名称 | （記載例）○○大学○○学部 |
| 譲渡先機関の所在地 | （記載例）〒○○-○○　○○県○○市○○ |
| 契約等の内容 |  |
| （記載要領：第19条第２項の要件を満たすことが分かるように記載すること。第19条第２項　生殖細胞の作成を行う使用機関は、作成した生殖細胞を譲渡する場合には、前項の通知を行うほか、当該生殖細胞の取扱いについて、譲渡先との契約その他の方法により、次に掲げる事項が確保されることを確認しなければならない。一　生殖細胞は、次のいずれかに資する基礎的研究に用いられること。イ　ヒトの発生、分化及び再生機能の解明ロ　新しい診断法、予防法若しくは治療法の開発又は医薬品等の開発二　生殖細胞を用いてヒト胚を作成しないこと。三　生殖細胞を他の機関に譲渡しないこと。四　生殖細胞を譲渡した使用機関が、前各号に掲げる生殖細胞の取扱いの状況について、必要に応じ、譲渡先から報告を求めることができること。）（記載例）作成した生殖細胞を○○大学○○研究室（研究責任者）に譲渡する。・計画名：・研究目的：ヒト生殖細胞の発生の解明を目的として、生殖細胞形成過程における○○遺伝子の機能解析を行う。ＭＴＡ（添付資料○）において、ヒト胚を作成しないこと（○条）、他機関への譲渡禁止（○条）、状況報告（○条）を担保している。 |

事務担当連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 記載例：文科　○○（もんか　○○） |
| 部署名 | 記載例：○○大学研究支援課 |
| 電話番号 | 記載例：00-0000-0000 |
| E-mail | 記載例：○○＠○○.ac.jp |